

修業年限の通算期間に関する規程

第1条 この規程は、八洲学園大学学則（以下「学則」という。）第11条第3項に規定する科目等履修生が、正科生として入学した場合の修業年限に通算することができる期間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 修業年限に通算することができる期間は、次の各号に掲げる修得単位数及び当該単位の修得に要した期間の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 31単位以上修得し、かつ、単位の修得に要した期間が1年以上 1年
 - 二 62単位以上修得し、かつ、単位の修得に要した期間が2年以上 2年
- 2 前項の単位の修得に要した期間には、他の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程の学生であった期間及び入学資格を有しない期間は含まないものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。